

利用できるもの、まだ、ありませんか？

もう一度確認！被災者支援事業

熊本地震で被災された人への支援に関して、現在、実施されている主な事業の概要をお知らせします。なお、各事業には期限や受付時間などが設けられているものがありますので、必ず事前にご確認ください。

証明

り災証明書の交付

町が、全壊・大規模半壊・半壊・一部損壊の区分で被害の程度を認定し、証明書を発行します。

問 税務課 ☎ 286-3380

住まい支援

建設型（プレハブ）仮設住宅

対象：（①、②、および③～⑤のいづれかに該当する人）

①平成28年4月14日時点で益城町に住所を有する人

②みなし仮設住宅や応急修理制度の公的援助を受けていない人

③今回の災害で住家が全壊または大規模半壊となり、居住する家がなく、自己の資力では住家の確保が困難な人

④「半壊」であっても、住み続けることができる危険な程度の傷みや、生活環境保全上の支障となつていてる損壊等、取り壊さざるを得ない家

※仮住まいの民間賃貸住宅は助成の対象となりません。

※「半壊」であっても、住み続けることができる危険な程度の傷みや、生活環境保全上の支障となつていてる損壊等、取り壊さざるを得ない家

※仮住まいの民間賃貸住宅は助成の対象となりません。

※仮住まいの民間賃貸住宅は助成の対象となりません。

③自宅再建利子助成事業（住宅ロード）

住まい再建4つの支援

（熊本県復興基金事業）

①転居費用助成事業

応急仮設住宅や仮住まいの住居から恒久的な住まいへの転居費用を助成します。

②民間賃貸住宅入居支援事業

転居費用助成とは別に、民間の賃貸住宅への入居にかかる仲介手数料や保証料などの初期費用分を助成します（公営住宅、社宅、官舎、寮などを除く）。

④リバースモーゲージ利子助成事業

60歳以上の人に対する支援として、自宅の再建のため金融機関等からリバースモーゲージ型の融資を受けた場合、850万円までの借入金に対し、利子の全部または一部を助成します。

戸建て木造住宅の耐震改修支援

問 ③④県健康福祉政策課すまい対策室 ☎ 333-2839

対象（①～④共通）：県内に住まい

詳しくは、「平成28年熊本地震被災者支援メニュー」（第6版）をご覧ください。



■町のホーム

ページで見ることができます。

※内容が一部変更になっていることがあります。

問 生活再建支援課 ☎ 289-1400

